

(4) 他制度について

① 国民健康保険料

○世帯単位で賦課。(世帯主に賦課)

(低所得者の保険料減額賦課も世帯単位で行う。)

【考え方】

国保の医療給付という受益は所得のない家族被保険者にも及ぶものであり、それは結局世帯全員の経済効果となつて現れ、主たる生計維持者である世帯主に帰属するという見地。

② 後期高齢者医療

○被保険者個人単位で、賦課。

【考え方】

公的年金制度の充実や成熟化に伴う近年の高齢者の経済的、社会的自立を踏まえ、また、世代間・世代内での負担の公平化を図る観点から、高齢者一人ひとりに保険料を負担していただくという考え方。

○低所得者については、保険料を減額賦課する。(所得は世帯単位でみる)

世帯主及び世帯に属する被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が一定の基準に該当する世帯に属する被保険者については、被保険者均等割額を減額する。